

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

本市では、公衆浴場における衛生および風紀の維持を図るため、公衆浴場法に基づき「函館市公衆浴場法施行条例」により営業者が講ずべき措置の基準を定め、公衆浴場に対する助言・指導を行っています。

近年の子どもの身体的・精神的な発育状況の変化を受け、厚生労働省において、「子供の発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果等を踏まえ、令和2年12月10日に「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、混浴制限年齢の目安を10歳から7歳に引き下げました。

こうした背景を踏まえ、本市においても、公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げる改正が必要であるとの結論に至ったことから、その改正案について意見提出手続きを行うこととしました。

2 改正の概要

家族風呂を除き、混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げます。

ただし、一定の場合についてこれによらないことができることとします。

（障がい等の理由により1人での入浴が困難な子どもを入浴させる場合等を想定しています。）

3 施行日

令和5年4月1日を予定しています。